

野辺地町飲食店家賃支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きな影響が生じている町内で飲食店を営む事業者に対し、店舗等の家賃の補助を行い、経済的負担を軽減することにより事業の継続について支援するため、予算の範囲内において「野辺地町飲食店家賃支援補助金」(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等とは、事業実施に必要な町内に所在する建物・土地をいう。
- (2) 家賃とは、賃貸借契約書等に規定されている賃借料で、居住及び生活用車両の用に供する部分を除いたものをいう。

(交付要件)

第3条 補助金の交付を受ける要件は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 野辺地町内で飲食店を営む事業者(法人・個人事業主)。
- (2) 補助金申請時点において営業し、かつ、今後も営業を継続する意思があること。
- (3) 店舗等の貸主が配偶者若しくは2親等以内の親族又は申請法人の代表者等ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員等ではないこと。

(交付金額)

第4条 補助金の額は、1店舗あたり、5万円若しくは2箇月分の家賃を比較し、いずれか低い方の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書(様式第1号)に次に掲げる事項を確認できるものを添付すること。

- (1) 本人確認書類
- (2) 飲食店営業許可書の写し
- (3) 店舗等の賃貸借契約書等の写し
- (4) 振込口座が分かる本人又は法人名義の通帳等

(5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の取り消し及び返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受け、若しくは受けようとする者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金を申請したとき。
- (2) その他町長が不適切な給付と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和3年8月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条の交付申請及び第6条の交付決定に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効前に交付の決定を受けた事案について、第7条の規定に基づく補助金返還の適用については、前項の規定にかかわらず、前項の規定する日後も、なおその効力を有する。